

仕様書

子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室民営保育施設担当
(担当：戎、北島 TEL：075-222-3970)

1 業務名

除草作業（旧唐橋保育園園庭）

2 概要

京都市が管理する敷地に自生している草を除草するもの。

2 履行期間

契約の日から令和8年8月31日まで

3 履行場所

京都府京都市南区唐橋琵琶町35（旧唐橋保育園園庭）

4 業務内容及び契約条件

- 1 本業務は、敷地全体の除草をするものとする。
- 2 本業務の実施日時は、京都市と受託者が協議により決定する。作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 3 現状については、添付の写真（令和8年7月13日時点）を確認のうえ、作業日までに草が成長することを考慮して見積り及び作業を行うこと。
- 4 フェンス等近接構造物に草等が這っている状況である場合、あわせて除草を行うこと。
- 5 作業に際しては、近隣住民や通行人に十分配慮し、問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- 6 受託者は、京都市が契約について定める条例、規則、細則及び労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則その他関係法令を遵守のうえ、本業務について誠意をもって実施すること。作業実施者の安全管理については、受託者の責任において行うこと。
- 7 事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受託者の責任において対応（賠償及び原状回復等）すること。
- 8 刈り取った草等は、敷地内に放置せず、関係法令に基づき適正に処分すること。
- 9 本作業完了後、完了届及び着手前・作業完了後の写真を速やかに作成し、郵送等にて京都市担当者に提出すること。委託料の支払いについては、履行確認後、受託者からの請求を受けて支払うものとする。
- 10 この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、京都市と受託者とが協議のうえ決定する。

位置図



写真1



写真2

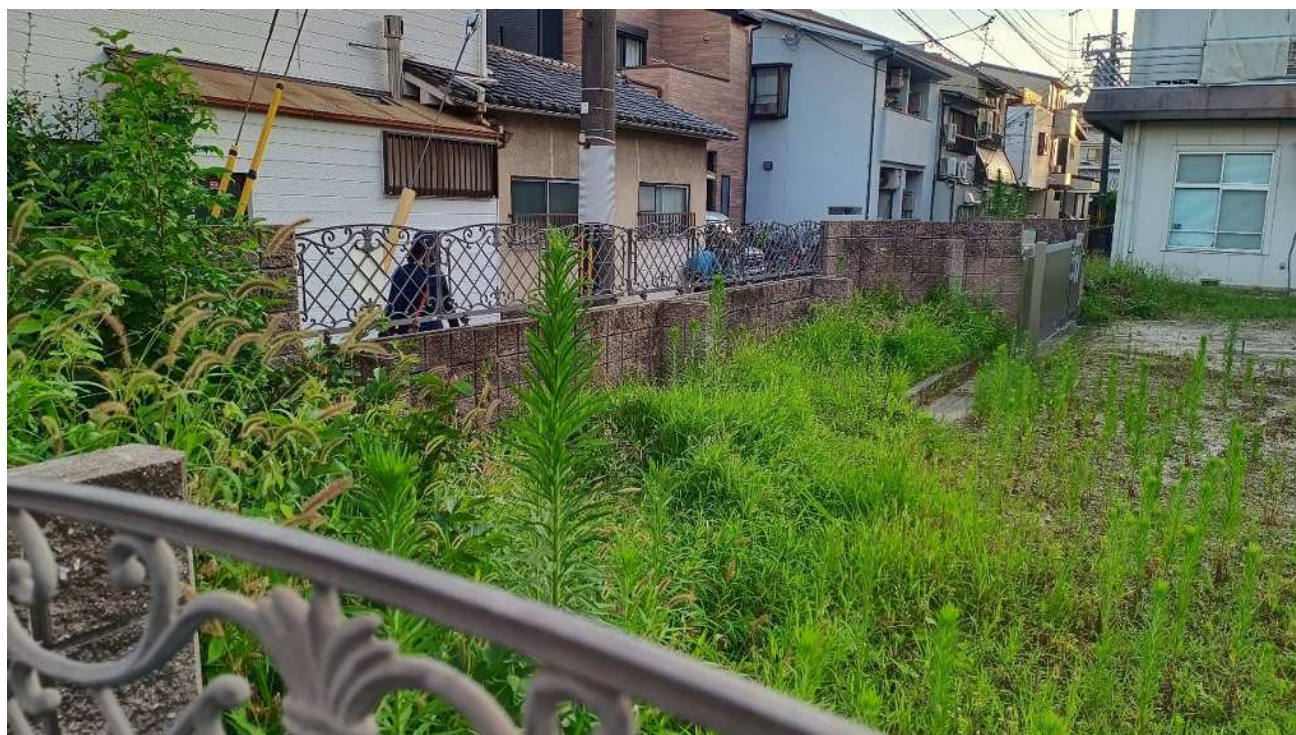


写真3



写真4

